## 審查基準(公表用)

所管部(局)·課 長寿社会課

			<u> </u>											
法	令	名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号									
1111	許認可等の種類		施設を設置する第1種社会福祉事業の許可	根拠条項	第62条第2項									
	国、	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉施設を設置して、第1種社会福祉事業を経営しようとする場合の許可												
	については、社会福祉法第62条第4項に規定する基準により審査する。													
	1 施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応等その他の社会福祉施設の運営に													
	ついて、厚生労働大臣が定める最低基準に適合していること。													
	2 当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。													
審	3	当該事業	の経営者が社会的信望を有すること。											
	4 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。													
查	5 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準するものであること。													
	6	脱税その	他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと	- 0										
基														
淮														

受付	長寿社会課	処理	長寿社会課	交付	長寿社会課	標準	<b>準</b> 処理期間	20日	目次	2 0
機関		機関		機関			標準経由期間	一 日	ΝO	